

株式会社以外の法人形態

株式会社以外に下記の形態の法人もあります。

合同会社：L L C 制度

特徴：人的資産を重視する事業の組織形態として活用しやすくなります。

- 1) 有限責任で出資者のリスクが限定
- 2) 組織の内部ルールを出資者が柔軟に設定（利益配分等）
- 3) 法人格を有し、法人課税になります。

有限責任事業組合：L L P 制度

特徴：個人同士の共同事業、個人と企業との共同事業、企業同士の共同事業等を行う時のパートナーシップ組織です。

- 1) 有限責任で出資者のリスクが限定
- 2) 組織の内部ルールを出資者が柔軟に設定（利益配分等）
- 3) 出資者に対して直接課税される構成員課税
- 4) 法人格が無い組合組織
- 5) 出資者同士が組合契約を作成し、出資金を払い込むことで設立、その後、登記を行う事になる。